

静労発基 0721 第 1 号
令和 8 年 7 月 2 1 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長



梅雨明け後の本格的な暑さによる熱中症予防について（要請）

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年の静岡労働局管内の熱中症による休業 4 日以上之死傷者数は 59 人となり、当局における過去最多となりました。

さらに梅雨明け直後を見ますと、熱中症発生が最も多い時期となっています。加えて、令和 7 年には熱中症による死亡災害も発生し、これから本格的な暑さとなる時期になることから熱中症予防を呼びかける必要があると判断しました。

つきましては、貴会の会員の皆様に対し、梅雨明け後の熱中症予防及び熱中症リスクに応じた措置を講じるよう呼び掛けていただきたく要請をいたします。

なお、7 月は S T O P ! 熱中症クールワークキャンペーンの重点取組期間となります。

熱中症対策の詳細については、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しておりますので御活用願います。

静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/newpage_00270.html

